

内閣参質二〇一第一五二号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員平山佐知子君提出持続化給付金の不正受給の防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員平山佐知子君提出持続化給付金の不正受給の防止に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

個々の事案が不正受給に当たるか否かについては、具体的な事実に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の「事業収入の減少が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によらない場合」や「事業収入が生じた日を意図的に操作することで月間の事業収入を少なく」する場合については、不正受給に当たる可能性があるものと考へておる。その上で、不正受給の疑いが生じた場合には、適切に対応してまいりたい。